

平成20年第3回辰野町議会定例会議録(1日目)

1. 招集年月日 平成20年2月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成19年3月5日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成20年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 平成20年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成20年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成20年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成20年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成20年度辰野町老人保健医療特別会計予算

- 日程第15 議案第13号 平成20年度町立辰野総合病院事業会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成20年度辰野町有線放送特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成20年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 辰野町農業集落排水事業基金条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 辰野町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 町立辰野総合病院医師研究資金貸与条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 川島児童館の廃館に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第28 議案第26号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 平成19年度辰野町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第30 議案第28号 平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第29号 平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第30号 平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第31号 平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第32号 平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第33号 平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第34号 平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第35号 平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第38 議案第36号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第39 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	総務課長	平泉 栄一
まちづくり政策課長	小沢 辰一	住民税務課長	野沢 修一
建設水道課長	根橋 正美	産業振興課長	桑沢 高秋
保健福祉課長	赤羽 敏明	会計管理者	加島 範久
教育次長	白鳥 義政	病院事務長	金子 文武
福寿苑事務長	小沢 睦美	消防署長	丸山 均
開発公社常務理事	竹淵 光雄	代表監査委員	小野 眞一

8. 地方自治法第 123 号第 1 項の規定による書記

議会事務局長 竹入 俊男
議会事務局庶務係長 飯沢 誠

9. 地方自治法第 123 号第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番 矢ヶ崎 紀男
議席 第 3 番 永原 良子

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回(3月)辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告としお手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。第3回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

ここに平成20年第3回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、時節柄

ご多用のところご出席賜り感謝申し上げます。今年は地球温暖化とは言え、昨年に比べ雪も多く寒さも厳しいものがあります。幸いにも大きな災害等につながるような状況は今のところ発生していません。この冬の灯油価格の大幅な値上がりを受け、厳寒期の1月から低所得者世帯を対象に灯油購入補助事業を実施いたしました。411世帯の申請を受けたところであります。わが国の経済はアメリカのサブプライムローン問題から発した世界の原油高騰などの影響で、日本も地方景気が足踏みを強め、都市と地方の格差がより拡大方向にあると言われております。ガソリンや食品などの値上がりが、また雇用の悪化、企業設備投資の減速となって景気低迷のなかの原料高という言わば、スタグフレーションが進み先行き不透明感を増しております。このような時辰野町は、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムを確立するため、行政評価に基づく行財政改革を推進してまいります。これからの「まちづくり」は町民、地域、企業や団体等と意思を共有し、知恵も汗もともにする言わば「協働のまちづくり」を一層進めるものであります。効率的で持続可能な行財政運営を行うために、歳入においては税の公正な課税と徴収の強化や企業誘致などにより自主財源の積極的な確保策を講ずるとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制を努めてまいります。平成20年度予算編成においてもこの視点から編成をしてまいりました。昨年12月末で国債や借入金などのいわゆる「国の借金」は過去最大の838兆円を超えたとの報道がありました。国財政と地方財政は引き続き厳しい状況下にあり、限られた財源を有効に使い、住民満足度の高い町政運営に努めて行かなければならないと思っております。平成20年度の事業と予算につきましては、平成20年度予算編成方針について提案時に詳しく説明を申し上げます。一般会計予算総額は72億3,700万円の前年度比5%の増額予算となり「健全財政堅持の積極予算」となりました。また特別会計予算では新たに後期高齢者医療特別会計が加わり、15会計で95億859万円となり前年度比9.0%の減額予算であります。地方財政の健全度を測る実質公債費比率など4指標は改善の方向にありますが、町財政のより一層の健全化に向けて9つの視点を設けて重点政策課題にできる限り対応をいたしました。ここ数年の最重要課題の1つでありました「辰野総合病院増改築事業」につきましては昨年来、平成20年度予算の町長査定時に方向性を示すことといたしておりました。現時点では、町民の民意にしたがって移転新築を進めるため昨年末国の示した

「公立病院改革ガイドライン」により義務付けられました「辰野病院改革プラン」を策定し、そのなかで病院の規模・病院経営の健全化・他の病院との連携・辰野町の医療のあり方等を検討し、国・県のご理解をいただいた上、実施設計委託料等は補正予算で対応することといたしました。改革プランの策定は外部の専門家の意見も求め、町民の要望も精査し働いている医師や職員の意見も反映させながら進めてまいります。町民と議員各位のご理解ご協力を賜りますようお願いをいたします。

さて今定例会にご提案申し上げます議案は、予算関係では平成20年度一般会計、特別会計合わせて16件、平成19年度一般会計補正予算など補正予算9件、条例の制定及び改正案件10件、その他1件、合わせて36件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので原案可決くださいますようお願い申し上げ、第3回定例会招集にあたっての挨拶と致します。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席2番矢ヶ崎紀男議員、議席3番永原良子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長

皆さんおはようございます。それでは議会運営委員会の報告をいたします。去る2月27日議会運営委員会を開催し、平成20年第3回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。平成20年2月27日、辰野町告示第10号によって辰野町長より3月定例会を3月5日に召集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと3月定例会の会期並びに審議日程等、議事運営について慎重に審議を行い委員全員一致決定致しました。なお、最終日に辰野町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。会期日程並びに審議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願いし、議会運営委員長の報告といたします。以上です。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○局 長

(局長朗読)

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月19日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号平成20年度辰野町一般会計予算から日程第18、議案第16号平成20年度辰野町介護保険特別会計予算までの、16議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の概要について、説明を求めます。

○町 長

それでは平成20年度辰野町一般会計及び特別会計予算案を提出するにあたり、予算編成方針を申し上げます。さて地方財政におきましては、地方税収入や国税収入が回復傾向にある一方、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により借入金残高が急増しており、今後その元利償還金が財政を圧迫することにより、構造的に見て極めて厳しい状況にあります。え当町でも公債費の負担割合が高く財政を圧迫しておりますが、おかげさまでここ数年にわたり安易な起債事業の抑制策を取ることで、起債残高のピークは過ぎており財政指標は改善傾向にあります。しかしながら依然として厳しい財政状況にあることは変わりはなく、健全財政堅持のために引き続き自主財源の確保と徹底した事務事業の見直し、金利の高い地方債の繰上償還、組織機構の改革・合理化、人件費の削減等を推し進めていかななくてはなりません。平成20年度予算を編成するにあたっては、「協働のまちづくり」の一層の推進と行財政改革と機能強化を中心に将来ビジョン「一大居住拠点都市構想」の実現に向け、定住人口増のための住宅整備、子育て支援対策及び教育環境整備を進めながら、土地開発公社、開発公社及び特別会計も含め、より一層の経営改革と経営の健全化及び事業の活性化に努めるよう、平成18年度決算を基本に一般ベースだけ見ると、平成19年度を下回る予算編成を行いました。なお辰野病院の移転新築については、義務付けられた「公立病院改

革プラン」を早期に策定し、平成20年度着工に向けてその時期を明らかにしてまいります。平成20年度予算は、企業進出等による固定資産税の増収が見込める状態にあります。その他一般財源は期待できない状況であります。全体的には減少の見込みであります。また道路特定財源については、引き続き維持されるものとして前年同額を予算計上してありますが、今後の動向に注目していく必要があります。歳出は社会保障関係経費の増加や、公債費等償還経費が引き続き高い水準であることなど、依然として厳しい財政状況のなかでの予算編成となりました。このような状況のなか次に申し上げます9つの項目に視点を置き、重点政策課題と位置付け積極的な対応を図ってまいります。1、企業立町に向けた企業誘致・起業支援等。2、公立病院改革プランの策定と地域医療体制の見直し。3、地域福祉計画の策定と住民福祉の向上。4、防災体制の強化、全国瞬時警報システムの整備や防災マップの作成等であります。5、町営住宅建設事業など人口増対策。6、町債発行の抑制と財政の健全化。7、道路整備に向けた計画の策定、実施できるものは実施してまいります。8、指定管理者制度の推進。9、協働のまちづくりの推進と拡大であります。

次に新年度予算の概要を申し上げます。平成20年度一般会計予算の総額は、72億3,700万円で前年予算に比べ3億4,700万円、5.0%の増額予算となりました。主な歳入について申し上げます。町税全体では26億9,401万5千円で前年予算に比較して1億3,609万1千円5.3%の増額となりました。これは所得の伸びにより町民税が、また企業進出等により固定資産税等が増額となることを見込んだものによるものであります。地方譲与税は100万円減の1億3,500万円、0.7%の減額になりました。国からの地方交付税は前年予算に比較して2億円、9.4%減額であります。町税増等による町の基準財政収入額の増によって、その増分の75%を国が交付税をカットする仕組みのためや、交付税基準数値の国の改正によるものであります。国庫支出金は4億399万1千円で101.1%の増額となりました。これは建設事業費の増額によるものであります。繰入金は5億635万5千円で53.4%の増額となりました。この主な内訳は、一般財源充当のため財政調整基金から2億9,200万円、町営住宅整備基金1億3,733万8千円、教育振興基金1,716万7千円、土地開発基金5,000万円、ほたる保護育成基金600万円他を取り崩し計上をしたものであります。町債は4億8,830万円で16.3%の増額となり

ました。臨時財政対策債 2 億 1,000 万円をはじめ、辺地対策道路整備事業債、土地開発公社健全化事業債、消防施設整備事業債を計上したものであります。

次に歳出について申し上げます。新規事業の主なものとして、全国瞬時警報システムの整備、洪水ハザードマップ作成委託、介護保険センター建設事業、妊婦健診の充実、メタボリック予防健診、中山間・水とふれあい事業補助金、公営住宅平出越道団地整備事業、防火貯水槽整備事業、小学校パソコン教室の充実、体育施設改修事業などに取り組んでまいります。

次に特別会計は15会計で95億 859 万円で前年予算に比較して9億 4,223 万9千円、9.0%の減額となりました。この会計について申し上げます。水道事業及び簡易水道事業は下水道事業に伴う配水管の布設替工事、石綿管の配水管更新工事及び各施設の更新改良も計画的に実施するなかで、施設の維持管理と良質な水質保全に努め安定供給に意を注いでまいります。公共下水道は供用開始以来 16年が経過して水洗化も順調に進捗率が見えるところであります。長年の懸案でありました辰野駅前地区ですが平成20年度で整備が終了する予定で、辰野町の下水道事業もほぼ完了となります。今後も引き続き宅内接続の普及と汚水処理場の適正な維持管理に努めてまいります。病院事業は平成20年度の早い段階で「公立病院改革プラン」を策定し、早期病院整備を目指して再構築をしてまいります。基盤となる収益的収支については、医師の減員により患者数の減少など厳しい状況下ではありますが、常勤医師の新たな確保に努めながら地域の基幹病院として収入の確保、経費の節減に努めまた節約にも心して、総合的に地域の医療サービス体制の確保を図ってまいります。介護老人保険施設は要介護者等に対して、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をする施設として設置されておりますが利用者の自立した生活を営むこと、また家庭復帰を支援し施設は明るい家庭的な雰囲気を持ち地域や家庭との結びつきを深め、施設に対する信頼を高めてまいります。国民健康保険は引き続き地域に根ざした医療保険制度を進めるなか、新規事業としてメタボリックシンドロームに着目した健康診査・保健指導を実施してまいります。生活習慣病を減らし、住民が安心して暮らせる医療体制の確立に向けた取り組みをしてまいります。後期高齢者医療は老人医療費を中心に国民全体の医療費が増え続けるため、新しい高齢者の医療制度を創り世代間での負担を明確にし、公平でわかりやすくするため平成20年4月よりスタートする

制度であります。新しい制度でありますので、高齢者の方が混乱しないようPRに努めてまいります。介護保険は住民が安心してサービスを利用できる環境整備を図りながら、地域包括支援センター、地域支援事業などの運営を推進してまいります。以上、平成20年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げましたが、緊縮予算の中で効率的に運用をすることが重要であり、行財政改革大綱に基づき最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいります。国においては「経済財政改革の基本方針2007」において、平成20年度予算は歳出改革を軌道に載せる上で極めて重要な予算と位置付けているとおり、国・地方を通じ引き続き最大限の削減を行うこととしております。こうしたことを踏まえ、今後も住民ニーズを適確に捉え健全財政の堅持、行政のスリム化を図るとともに足腰の強い財政基盤を確立していくために行財政改革を進めてまいります。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編成提案にあたっての方針といたします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます、なお詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧くださいご審議の参考にしていただければ幸せであります。以上であります。

○議長

これより各会計の予算について、質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。本予算関係議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。よって総務産業建設常任委員会に対し、議案第1号平成20年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費。議案第2号平成20年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号平成20年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号平成20年度辰野町小野簡易水道特別

会計予算。議案第5号平成20年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第6号平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第7号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第15号平成20年度辰野町有線放送特別会計予算を。社会福祉教育常任委員会に対し、議案第1号平成20年度辰野町一般会計予算の歳出の内3民生費、4衛生費（水道費を除く）、10教育費。議案第8号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第9号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計予算。議案第10号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算。議案第11号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第12号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計予算。議案第13号平成20年度町立辰野総合病院会計予算。議案第14号平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算。議案第16号平成20年度辰野町介護保険特別会計予算を付託することに決しました。日程第19、議案第17号辰野町農業集落排水事業基金条例の制定について、提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第17号辰野町農業集落排水事業基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。辰野町農業集落排水事業の将来にわたる健全な管理運営を図る資金に充てるため基金を設置する条例を制定したいとするものであります。辰野町の農業集落排水事業は5地区において、汚水処理を行っております。平成3年度供用を開始した下横川処理区を皮切りに順次整備し、上横川地区の14年度最終として計画は完了し、普及率は89%となっております。事業収入の内使用量の割合は25.9%で、多くは町の一般会計からの繰り入れで賄われております。えー接続はほぼ完了し、今後の使用量の増収は期待ができないところであります。使用量の値上げ等も検討していかなければならない状況となっております。えー支出では水処理施設など使用開始から年数も経ち、維持・修理の費用が増加傾向にあります。運営経費の削減には一丸となって取り組んでいますが、一般会計からの繰り入れ金に依存する体質は変わりありません。そこで、今後大規模な改修・施設更新などの発生した場合における一般会計からの繰入を軽減し、安定した農業集落排水事業の経営を進めるため基金の創設をするももであります。基金の財源につきましては、計画的な積立と年度末における精算金を予定をしております。この条例につきましては交付の日から施行するものであります。以上提案理由を

申し上げました。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号につきましては、会議規則第37条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第20、議案第18号辰野町後期高齢者医療に関する条例の制定について。日程第21、議案第19号町立辰野総合病院医師研究資金貸与条例の制定について、以上2件について一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第18号辰野町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。国の医療制度の改正によりまして、後期高齢者医療制度が創設されますので、辰野町における業務に関する条例を制定するものがあります。第1条ではこの条例の目的を示してあります。第2条は辰野町が行う事務でありまして事務の内容があります。第3条であります、保険料の徴収について辰野町で被保険者とされる条件、また第2項では年度の途中で被保険者となったり、被保険者でなくなったりした時の保険料の計算方法を決めています。えー第4条ですが、普通徴収に掛かる保険料の納期でありまして、第1項では1期から9期までの納期。また第2項では納期の特例。第3項では納期ごとの分割金額の端数の整理方法を決めています。え第5条は普通徴収に掛かる保険料は納期前納付もできることとしております。第6条は納期限までに保険料を完納しない時、督促状を出さなければならないこと。この第2項では、督促手数料について決めています。第7条は延滞金についてであります。えー第8条は法に従わない

場合の罰則。第9条は不正行為などに対する罰則であります。えー第10条は前2条の過料額の決め方。第2項ではこの過料の納期期限が決めてあります。第11条ではこの条例に定めのない事項について、町長への委任であります。え、附則第1条では施行期日を決めております。平成20年の4月1日であります。第2条では平成20年度も被保険者であった者が、年度の中で75才の誕生日が来て被保険者になった場合の保険料の納期を決めております。また第2項では第1項の納期に寄りがたい場合の納期の定め方を決めております。以上提案理由を説明申し上げましたので、ご審議の上原案可決いただきますようお願いいたします。

○病院事務長

それでは議案第19号町立辰野総合病院医師研究資金貸与条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。え、全国的な医師不足は辰野総合病院にありましても深刻でありまして、現在もあらゆる情報を元に関連の大学病院をはじめまして県内外の関係機関との折衝にあたっているところであります。こうしたなかで、辰野病院で医師として新たに従事しようとする者に対して、また現在いる医師、つまり引き続き従事していこうとする者などに対しまして、院内外での研修や研究、学会発表などに対しまして研究資金を貸与する制度を創設し、えー医師本人には辰野病院で夢と希望を持って働いていただくことを願うものであります。また辰野病院に末永く勤務していただくために、医療スタッフをいかに支えていくかが今後の課題でもあり、検討していく必要もあります。よって新たな医師の確保と現在がんばってくださっている医師の定職を切望しながらここに新たな制度として創設し、医師不足の解消と辰野町における医療の確保に寄与しようとするものであります。えーなお貸与の額につきましては、個々の状況を把握した上で町長が決定していくというものであります。また貸与の期間の部分でありますけれども、えー第5条にあります(1)第2条に規定する業務に従事した期間が必要業務従事期間ということを設けまして、その2年間というものを必要従事期間として設定をさせていただきます、その2年間を経過した者に対しましてはえーこの貸付額を免除するという方法も条文の中でとらせていただいております。以上辰野病院におきまして、熱意を持って医療に尽くそうという医師に対しまして、またそれに答えていくいわゆる病院の姿勢といたしまして、今回の条例の制定に踏み切りました。以上提案理由を申し上げます。原案可決いただき

ますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

議案18号に関してですけれども、この条例が否決された場合あるいは修正された場合はどうなるのでしょうか。

○住民税務課長

答えが大変難しいわけではありますが、否決されればできないことになるかと思えます。修正されれば修正されたことで行うことになると思います。

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号及び議案第19号につきましては会議規則第37条の規定により、社会福祉教育常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

意義なしと認めます。よって議案第18号及び議案第19号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第22、議案第20号辰野町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第20号辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。えー今回特別職の職員で非常勤の報酬額等を改訂をしたいため条例の一部改正をお願いするものであります。えー別表の中で、えー一年額で支給する報酬の欄の中、監査委員の内、識見を有する者41万6,300円を45万円、8.1%。それから議会議員23万3,700円を25万円、7.0%引き上げるものでございます。これにつきましては、郡内並びに近隣市町村の監査委員の報酬額の比較を行うなかで、監査対象会計の数ですとか、あるいは会計の決算額それから活動日数の比較等を勘案を検討いたしまして、郡内町村の監査委員との額の比較の中で額を引き上げさせていただきたいという

ものでございます。また同項中、日数で支給する報酬このなかに「保育園（児童館）運営委員会の委員」というのがありますが、児童館の廃館に伴いまして（児童館）を削除するものでございます。以上平成20年4月1日から施行するという
ことをございまして、以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますよう
お願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第20号辰野町特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決い
たします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。日
程第23、議案第21号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一
部を改正する条例について、提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第21号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改
正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。えー町長、副町長及び教育
長の給与につきまして、引き続き削減をお願いをし財政運営の健全化を図るため
に提案をするものでございます。附則第2項中、平成19年4月1日から平成20年
3月31日を平成20年4月1日から平成21年3月31日に改めるものでございます。
えー、辰野町特別職報酬等審議会の答申をいただきまして、答申どおり削減をす
ることで議会へ提案するものでございまして、平成19年度と同様5%削減を1年
間延長をするものでございます。同項、但し書きを削る部分につきましては、今
まで期末手当の中で削減をしてまいりましたけれども、今後は毎月の給与の支払
い額のなかで削減をしていくということをございまして、この部分につきまして
は平成20年1月1日から適用をしていくというものでございます。以上提案理由
を申し上げます。原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第21号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号辰野町税条例の一部を改正する条例について、提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第22号辰野町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づきまして策定した、上伊那地域産業活性化計画が国の同意が得られましたので、同法による固定資産税の課税免除について条例の一部を改正したいというものであります。辰野町税条例第62条の次に62条の2として課税免除の1条を加えたいというものであります。内容はこの企業立地促進法に規定されています、同意基本計画において定められた辰野町の集積区域内において、基本計画の同意の日、同意の日は平成20年2月1日ではありますが、この同意の日から5年以内に指定集積業種に入っている事業のための施設のうち、対象となる施設を設置した者についてこの対象施設のための家屋、構築物、土地などに新しく固定資産税が課せられることになった年から3年間、固定資産税の課税を免除するというものであります。えー新旧対照表を付けてありますけれども、62条では固定資産税の税率を100分の1.4と決めてありまして、これに対する課税免除として62条の2を加えたいというものであります。なお課税免除による減収額につきましては、交付税措置がされることになっております。以上提案理由の説明をいたしましたので、ご審議の上原案可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（8番）

企業立地促進法でいう指定業種、指定集積業種以外ですね、この業種は辰野町でやっている補助金制度、これを適用しているのかどうかということをお尋ねします。

○産業振興課長

集積の指定業種につきましてはこの補助金を適用していく予定であります。えーなおあのう、企業促進法のあの上伊那の産業活性化計画については詳細につきましては、えー全員協議会の方で報告する予定でありますので、よろしくお願ひします。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第22号辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第23号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。えー後期高齢者医療制度の規定によりまして、後期高齢者支援金等課税を行い、また保険税を年金から特別徴収するために条例の一部を改正したいというものであります。まず改正の概要であります。平成19年度までは、老人保険医療として行われてきたものが75才以上の全ての人が今まで入っていた保険を抜けまして、平成20年度から行われる後期高齢者医療制度に加入し、医療を受けることとなります。19年度では、国保会計から老人保険医療に拠出金として出していましたけれども、これに変えまして平成20年度からは後期高齢者医療に支援金として出すこととなります。また老人保険医療への拠出金

は国保税の基礎課税分から出しておりましたけれども、後期高齢者医療への支援金は今までの基礎課税分、これを基礎課税分と後期高齢者の支援金分とに分けて課税しまして、この支援金の分を支出するものであります。そこでこの税率の配分についての改正、また一定の条件の方からは保険税を年金から特別徴収するための、この2点の改正をお願いするものであります。まず税率であります、現在の国保税の税率は所得割 6.4%、資産割 34%。被保険者の均等割、世帯別の平等割がそれぞれ 1 万 9,000 円となっておりますけれども、今回の改正では所得割の今までの 6.4% を基礎課税分の 4.6% と支援分 1.8% に分け、資産割の 34%、これを 24.6% と 9.4% に分けます。均等割と平等割は、それぞれ 1 万 9,000 円を 1 万 4,000 円と 5,000 円とに分けますので、えー合わせた税率につきましては前年と同じであります。また基礎課税額、支援金分課税額、これはあのそれぞれの所得割、資産割、均等割、平等割の合算額が課税額になりますけれども、えー基礎課税額の限度額、現在は 56 万円でありますけれどもこれを 47 万円。支援金分の限度額を 12 万円としたいというものであります。また 2 点目ですけれども年金から保険税を特別徴収というものであります。この場合、国保加入者その世帯全員のものが 65 才から 74 才の世帯につきまして年金から国保税を特別徴収しようするものであります。概要は以上でありますけれども、改正内容にしてあります内容につきましてはお配りしてあります、新旧の対照表で説明させていただきます。えー新旧対照表、左が改正案、右が現行となっておりますが第 2 条であります課税額、これは現在基礎課税額と介護納付金課税額になっておりますけれども、この下線を引いた部分に後期高齢者支援金等課税額を新たに加えたいというものです。第 2 項では、えーこれの基礎課税額、限度額について基礎課税額の限度額は現在 56 万円を 47 万円としたいというものです。2 ページであります。第 3 項に新たに後期高齢者支援金等の課税額の限度額 12 万円を加えました。4 項は 3 項による項のズレの整理であります。続きまして第 3 条の国民保険の被保険者に掛かる所得割額ということであります。これは 1 番下の 100 分の 6.4 を 100 分の 4.6 にするというものであります。それとその上に第 6 条において基礎控除後の総所得金額という第 6 条を削除するわけでありますけれども、今回新たに後期高齢者の課税制度の部分が入りましたので、今まではえー基礎課税総所得額というところが 6 条しかなかったわけでありますけれども、2 箇所出てきますので第 6 条をして出てき

た分には以下こういう所得額等々いうように改めるものであります。えーっと第4条では100分の34を100分の24.6にする。また5条、5条の2につきましては今まで1万9,000円だったものを1万4,000円とするものであります。第6条では、新たな後期高齢者の支援金の課税額の所得割額、これをさきほど6.4を4.6と1.8に分ける1.8の部分であります。その第7条であります、資産割額は全体の34%を24.6とここの9.4に分ける部分であります。第7条の2でありますけれどもこれは新たに被保険者の均等割を今まで1万9,000円だったものを1万4,000円とここの5,000円を作って5,000円を乗せるものであります。第7条の3についても世帯割を同様とするものであります。えーこの以下10条、5ページの10条までは条項のズレによることによる条項を、ズレを整理したものであります。5ページの第11条徴収の方法であります。これ今までは国民保険税の納期は次のとおりにするとだけありましたけれども、今度新たに特別徴収の方法ができましたので、この12条の納期として普通徴収の方法によって徴収すると付け加えたわけであり、6ページであります。これは10条13条この部分は項のズレであります。第4項の国民健康保険法第6条第1号から8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合においては、これは加わりますけれどもえー前の条例の中で、当該2項世帯主となった日という括弧書きの部分の説明のする部分のところを、日の部分の当該2項世帯主となった日が月の初日である時としか、日の説明しかなかったわけであり、また、説明がなかったわけであり、また、もし入っていたとすれば国民健康保険法の第6条の1項から5号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合と、入っていたわけであり、また、今回それも含めましてえー第1項から8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主になったと、これを整理をさせていただくものであります。えー第6項につきましては、これも条項のズレによる整理であります。えー第14条7ページの第14条でありますけれども、この特別徴収が新たに加わった、一定の条件のもと特別徴収をしたいという条項のものであります。つづいた8ページ9ページにつきましても、特別徴収が入りましたのでこれらについてのいろいろの条件やら、整備をさせていただいてあります。10ページ11ページについても同様であります。えー12ページの22条までがこの特別徴収に掛かる税額の修正の申請などのことを定めてあります。12ページ第23条国民健康保険税の減額であり

ます。これは、さきほどお話した限度額としてお話をしましたけれども、超える部分については47万円とするということで、超える部分についての減額を示してあります。また新たに12万円の限度額も示しまして、12万円を超える部分の減額の説明であります。13ページの(1)のところ、これはあの4割軽減のことを指しているわけでありまして、えー内容については変わっておりませんが、今度の案がまいりまして、句読点、2行目の「額が」のあたり句読点が一付くだけでありますけれども、この際に整理をしたいというものです。次のアとイでありますけれども、4割の軽減でありますので、今までは1万9,000円の4割軽減で1万1,400円となっていたものが1万1,400円の4割軽減として8,400円。アとイ同じ額になるわけでありまして、ウにつきましてはウとエにつきましては、5,000円と決めてありますので、5,000円の4割軽減として3,000円を載せてあります。次のオとカは、整理であります。その13ページの下の4行目(2)でありますけれども、これにつきましては変更で6割の軽減分のことを言っております。そこで14ページであります。6割軽減でありますので、今まで1万9,000円の6割軽減が7,600円であったものが、5,600円となるものであります。イについても同じであります。ウについては、ウとエにつきましては、5,000円の6割軽減として2,000円を載せてあります。以下前後新旧対照してありますけれども、条項のズレによる整理をしてあるものであります。以上提案理由の説明を申し上げますので、ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋(13番)

ちょっとあのう分かりにくいところがありますので、確認の意味で2点ほどお聞きをしたいと思います。えっと1つはあの、今度特別徴収ということで65歳以上の方の特別徴収というのが入ってきたわけですが、この年金金額というのは、があのうどういう金額がいくらであってもその全員からその年金から天引きになるのかどうかということなんですけれども、そのへんについてどういうふうになっているのか、ちょっと根拠とその金額を教えてくださいと思います。それからえー7ページ14条の関係ですけれども、えー被保険者が世帯主である場合の特別徴収っていう表現になっているわけなんですけれども、被保険者

が世帯主でない場合ですよ、そういう場合はどういうふうになるのかそれもちょっとお聞きしたいと思います。

○住民税務課長

あの年金の金額は決められて、あのいくら以上の者としては、決められておると思います。それと、あつ世帯主でない場合にはなりません。え一国保の世帯全員が65才から75才でないと、65才から75才の年金を貰っている人、75才未満全員がそこに入っていないと、1人でももっと若い人がいれば特別徴収にはなりません。逆に世帯主が外にいる場合と言っちゃいけないけれど、年齢が若い場合にもなりません。全員がその年齢の範囲に入っている時だけ、特別徴収の対象になります。

○根橋（13番）

ちょっと年金額が聞こえなかったのもう一回。金額の件。

○住民税務課長

金額については最低があると思いますが、あの金額を承知しておりませんので、また後でお知らせします。

○根橋（13番）

そのところ大事な問題なんですけれども、今の話ではある金額があつて、それ以下の場合には普通徴収、それ以上の場合には特別徴収になるということなんですよか。

○住民税務課長

あの、あとで確認してあのお知らせします。

○根橋（13番）

後って言うかそのこの、条例案との関係はどうなるんですか。

○住民税務課長

あの、町の条例のなかでは決めてはありませんけれども、他で決まっていると思います。

○根橋（13番）

他ってどこですか。

○住民税務課長

あのう、法の方で決まっているかと思います。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第23号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第24号辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。えー住民基本台帳カードの発行手数料を平成20年度から平成22年度の3年間無料にしたいので、条例の一部を改正したいというものです。現在、住民基本台帳カードを交付する際、辰野町手数料徴収条例によりまして、1枚あたり300円をいただいております。またこのカードの元の製作費、これが19年度の場合は1枚1,291円でありました。えー特別交付税として1枚について1,000円をいただいております。ですから1枚については9円の手数料が町に残っているわけでありまして、今回国では、あの住基カードの普及促進を図るため交付手数料を無料にする市町村に対して、平成20年度から平成22年度の3年間に限りまして、1枚の特別交付税を1,000円を今度1,500円とする財政措置が総務省から示されております。平成20年度は住基カードの元の制作費これは1,450円とされておりますのでえー交付手数料を無料にしますと、50円の手数料が残ることになっております。住基カードの普及促進を図り、行政事務の効率を上げるためにも平成20年度から平成22年度までの3年間に限りまして、手数料を徴収しないとする手数料徴収条例の改正を提案するものであります。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○山岸 (12番)

このカードの発行が始まってから、あの業務の効率化ということであの窓口担

当の職員が1人でも省けるっていうような目標であったと思うんですけども、現在の発行枚数はどれくらいで、この3年間無料化になることで数値目標としてどれくらいを見込んでいるのか、お聞きします。

○住民税務課長

12月の末の状況でありますけれども、あ、1月末ですか、1月の報告で1,492枚発行されております。えー昨年の1月からその印鑑証明と一緒にしたことによりまして、月で70~80枚の発行がされて、この1年間はかなり伸びております。またあのこれに加えて、今回無料にすることによりましては、月でまああの必要のないっていう方もおられますので、100枚くらいはどうかと思っております。以上であります。

○根橋（13番）

この住基カードの機能について、あの私の理解だとま広域連合の中で各市町村のデータ内容については、いろいろ格差があるかと思っておりますけれども、そのお聞きしたいのはそのいろんな個人情報について、今住基ネットとこの住基カードの記録っていうものは今リンクされているんですか。

○住民税務課長

あの証明書の発行につきましては、上伊那だけになっております。上伊那どこでも共通で証明書の発行はできることになっております。

○根橋（13番）

それは承知しているんですけども、そうじゃなくてその個人情報が記録されるわけですよね、カードには。それを今後増やしていくということは、承知しているんですけども、その問題はそう住基ネットにこの今の上伊那のこの今のシステムというものは今どうなっているかと、その接続はどうなっているかっていうことをお答えいただきたいんです。

○住民税務課長

つながっていると思います。

○根橋（13番）

つながっている？

○住民税務課長

はい。

○根橋（13番）

え一つ。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号川島児童館の廃館に伴う関係条例の整備に関する条例について提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第25号川島児童館の廃館に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。川島児童館の廃館に伴い辰野町児童館条例を廃止し、関係条例の整備をするものであります。川島児童館の廃館に伴う関係条例の整備に関する条例、第1条としまして辰野町児童館条例は廃止する。第2条としまして辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を次のように改正する。第3条、第3号中の保育園、児童館を保育園に改める。第3条ですけれども、辰野町交通災害救助条例の一部を次のように改正する。第1条中保育園、児童館を保育園に改める。附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。なお、川島児童館につきましては3月24日卒園式、最後の卒園式が行われます。以上提案説明を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○宇治（5番）

あの条例に関しては結構ですが、あの現実に廃館になった時に在籍する児童が最終的にどういうふうな環境になったのかその点についてお聞きしたいんですけども。

○教育次長

以前もあの全協でちよと報告しましたけれども、最終的には6名の園児がいたわけですけれども予定でしたけれども、3名が小野保育園、それから2名が中央保育園、1名は自宅保育というような形で協力をいただきました。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第25号川島児童館の廃館に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第26号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことにより、一部負担金の負担割合の改正及び特定健康診査の実施に伴う業務の一部を改正したいというものです。改正の内容であります。第5条の一部負担金であります。3才未満のものは2割負担、満3才から70才未満までが3割負担だったものが、満3才から小学校入学前までが3割負担から2割負担となります。満6才で小学生になる4月1日から70才までが、3割負担となります。また満70才以降は1割負担だったものが2割負担となるものであります。第6条の2項につきましては、第5条の2の2項と同様に国保以外で葬祭費が支給される場合は、国保からは支給されないというものです。5条の2の2項には出産育児金が支払われますが、国保以外で払われる場合には払われないという同じことを書いたものであります。また第8条の保険事業ですけれども「法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業」これを加えることによりまして、現行第8条の1項第4号から第7号までの事業は健康保険法の事業にふくまれますので、削除しまして第8号を第4号とするものであります。また第12条につきましては、「伊那信用金庫」が「アルプス中央信用金

庫」に名称変更されたことによるものであります。以上提案理由を説明いたしましたので、ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第26号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。只今より暫時休憩といたします。なお再会時間は11時35分といたします。

休憩 11時23分から
11時35分まで

○議長

休憩前に引き続き再会いたします。日程第29、議案第27号平成19年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは引き続き平成19年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え、事業費確定などに伴う国・県補助金、分担金及び負担金、起債額の変更、それから財源組替及び不用額の調整、町税の増額などの補正予算であります。この補正総額は3,007万5,000円の追加であり、予算総額は72億1,619万4,000円となりました。その大要を申し上げますと、歳入につきましては固定資産税の3,197万7,000円の増額を始め、町有地売却等による財産収入などの増額補正、事業費確定による国庫支出金694万8,000円、教育振興基金687万3,000円、地方債230万円などの減額補正であります。歳出につきましては、一般管理費を始めとする不用減額が主なものであります。まず民生費では保健福祉センター管理費、身体障害者支援事業費等の

増額と老人保険措置費等の不用減額が主なものであります。衛生費では、町立辰野総合病院補助金の増額と、塵芥処理事業の上伊那広域連合等負担金の不用減額が主なものであります。農林水産業費では、森林整備、地域活動支援補助金の増額と事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では、商工業振興資金利子補給及び保証料の不用減額が主なものであります。え土木費では、道路建設基金の積立と事業費確定による不用減額が主なものであります。消防費では、辰野消防署負担金の増額が主なものであります。教育費では、小中学校の扶助費、両小野中学校負担金の増額と事業費確定による不用減額が主なものであります。災害復旧費では事業費確定による工事請負費等の不用減額であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上可決くださいますようお願いいたします。以上であります。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第30、議案第28号平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第28号平成19年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。えまず1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので、収入は第1款水道事業収益で、10万円を追加し3億8,554万2,000円とし、内訳は営業収益で10万円を追加するものであります。えー合計で3億5,812万7,000円となります。えー支出は第1款水道事業費用で10万円を追加し3億8,554万2,000円とし、内訳は営業費用で10万円を増額、えー3億2,091万3,000円としました。資本的収入及び支出では、収入を3,000万円減額3,650万円とし、内訳は企業債を3,000万円としました。2ページをご覧ください。支出では2,623万6,000円を減額、内訳は企業債償還金を減額し1億1,004万5,000円としました。えーそれでは詳細につきましては7ページ補正予算説明書をご覧くださいと思います。収益的収入では給水収入として水道使用料を10万円追加しました。続いて8ページをご覧ください。支出では配水及び給水費として修繕費を100万円増額し、受託工事費は90万円減額しました。続いて9ページをご覧ください。資本的収入で

は企業債を3,000万減額し、自己資金で対応いたします。10ページをご覧ください。支出では企業債償還金を2,623万6,000円増額しました。これは金利7%以上の借入れ分について補償金免除の起債償還に充てるものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第29号平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。えー1ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ4,527万円を減額し歳入歳出予算の総額を10億1,158万円とするものであります。詳細について申し上げます。7ページをご覧ください。えー歳入は下水道負担金として、受益者負担金を1,470万円増額しました。続いて8ページをご覧ください。下水道手数料は17万円を減額しました。続いて9ページをご覧ください。国庫補助金は事業費確定により500万円を減額しました。続いて10ページをお願いします。公共下水道債は5,480万円を減額しました。内容は事業費確定による減額と当初予定しました補償金免除の繰上償還が20年度になったため4,530万円を減額したものであります。えー11ページをご覧ください。総務費では過年度受益者負担金還付金を3万円増額しました。えー続いて12ページをお願いします。公債費元金償還事務では借換債を4,530万円を減額したものであります。以上提案理由、説明を申し上げます。原案可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。議案第29号平成19年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第30号平成19年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,271万7,000円とするものであります。内容につきましては、6ページをご覧くださいと思います。歳入は特別調整交付金と後期高齢者医療制度創設準備事業補助金332万6,000円を増額。7ページでは一般会計繰入金250万円と、基金の繰入金697万1,000円を減額しました。8ページは前年度の繰越金763万8,000円を増額であります。歳入につきましては、9ページの修繕料69万3,000円と10ページの被保険者の過年度分の還付金80万円を増額いたしました。えー以上提案理由を申し上げますので、ご審議の上原案可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第33、議案第31号平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第31号平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万

円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 782 万7,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入につきましては、診療収入の国保分を30万円老人保険分を160万円減額し、他保分を20万円増額しました。7ページでは前年度の繰越金80万円を増額いたしました。8ページの歳出では委託料と需用費をそれぞれ45万円ずつ減額いたしました。以上提案理由を申し上げましたので、ご審議の上原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

あの第1診療所、今のシステムというのは委託している先生に対しては、まあ委託実質出来高払いのような形になっておりまして、来ていただく方が減ればドンドン減っていってしまうということで、状況になって、決算というかあの予算になっているわけですけれども、えーこの診療所の位置付けというのは今後その後期高齢者医療制度等が始まってくるなかでは、私は非常にあの重要な位置付けがされてこなければならぬし、それに対応する町も政策を打っていかねばいけないというふうに認識をしているんですけれども、それに付けてもドクターにどうしても、まあこのがんばっていただかなければいけない部分があるわけなんです。これやっぱり今のやり方っていうのはもう限界に来ているのではないかとドンドンあのう、ま、これから患者さんがどうなるか十分は読み込めない部分はありますけれども、要は一定額を所得保証っていうものをしていかないと、ドクターがずっと定着してやっていただけなくなってしまうのではないかとこのうふうに考えておりますので今後まあ20年度に向かつては、まそういうことを十分検討していただきたいということの意見を述べたいと思います。

○議長

ご意見でよろしいですね。

○根橋（13番）

はい。

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第31号平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案

は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第32号平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第一号)の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を510万3,000円とするものであります。内容につきましては、6ページからご覧いただきたいと思っております。えー歳入につきましては、診療収入の国保分30万円、他保険分2万円を増額し、老人保険分を230万円減額いたしました。7ページでは、前年度繰越金38万円を増額いたしました。8ページの歳出では、委託料160万円を不用減額といたしております。以上提案理由を申し上げますので、ご審議の上原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第32号平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。日程第35、議案第33号平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第33号平成19年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)

の提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 411 万 4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 6,303 万 6,000円とするものであります。内容につきましては、6 ページをご覧ください。歳入では第三者納付金として 411 万 4,000円を増額いたしました。7 ページの歳出は高額医療費 411 万 4,000円を増額いたしました。以上提案理由を申し上げますので、ご審議の上原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第 33 号平成 19 年度辰野町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。日程第 36、議案第 34 号平成 19 年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

それでは議案第 34 号平成 19 年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。1 ページをお開きください。えー第 2 条の業務の予定量の（2）年間患者数ですが入院は当初予算に比べ 3,000 人減の 3 万 3,500 人、外来が 1 万 8,000 人減の 9 万 7,500 人。えー（3）一日平均患者数においても入院が 8 人減の 92 人、外来が 67 人減の 367 人と補正をさせていただきました。第 3 条の収益的収支の予定額についても、医業収益で 1 億 7,455 万の減額。医業外収益で 1 億 2,955 万の減額。また医業費用で 4,500 万円の減額補正であります。2 ページをお開きください。第 4 条の第 4 条と第 5 条と関連づいたものですが、資本的収入では当初は企業債で医療器械を購入予定でありましたが、購入を抑制し起債をせずに代わって高利率で借りておりました起債 2 件分を借り換えるための予算措置とさせていただきました。つづいて 8 ページをお開きください。収益的収入

では、医業収益で入院・外来の減収分とその他若干の増益分の補正であります。また、目の項目におきまして他会計負担金と補助金がありますが、いずれも一般会計繰入金でありまして各目毎に、各収入項目に振り分けさせていただきました。また9ページでは、材料費と経費の一部を不用減額措置とさせていただきました。えー10ページをお開きください。企業債では当初予算で医療器械8,000万円経常しましたが借入をせず代わって7.3%で借入をしております起債の2件につきまして借換を行たための借換債の1億9,200万円を新たに計上をいたしました。えー以上さきほど申し上げました一般会計の繰入の組替及び各科目への振替であります。えー最後に11ページをご覧ください。これは昭和57年58年当時に病院増築事業として借入した2件の起債で、高利率のため今回残高を一括償還し、借換するための予算措置であります。以上提案理由を申し上げます。原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第37、議案第35号平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第35号平成19年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明をいたします。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,926万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,104万4,000円とするものであります。続きまして6ページをご覧ください。歳入の細部でありますけれども、介護保険料を456万6,000円増額するものであります。7ページをご覧ください。国庫負担金であります2,554万4,000円を減額するものであります。国庫補助金につきましては44万2,000円の増額であります。8ページをご覧ください。支払基金交付金であります3,032万4,000円の減額であります。9ページをご覧ください。県負担金であります369万8,000円の減額であります。10ページをご覧ください。えー一般会計の繰入金であります、158万3,000円の減額であります。基金繰入金であります、687万5,000円の増であります。歳出であります、11ページをご覧ください。総務管理費であります573万4,000円の増額であります。12ページをご覧ください。サービス料等諸費

であります。5,500万円の減額であります。以上ご審議の上原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第38、議案第36号長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、議案第36号長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由を申し上げます。長野県後期高齢者医療広域連合議会議員の任期の取り扱い、及び市町村の負担金の区分を改めることに伴い、規約の一部を変更したいというものです。一点目の9条の関係ですけれども、広域連合議員の任期の取り扱いに係る規定を変更するものです。長野県後期高齢者医療広域連合の議会は市町村長及び市町村議会議員から選出された16人の議員で構成されています。広域連合議会議員の任期につきましては、現行の規約では2年としてありますが、その属する市町村の長または市町村議会の議員として、元職の任期を超えることができないと定めております。これによりますと、元職の任期が到来した場合には再選された場合であっても広域連合議員の身分を失うこととなります。今回任期2年の間に市町村の長または市町村議会の議員として、任期が到来しましても再選された場合には広域連合議員として任期が継続するよう変更するものであります。また13条であります。正副連合長の任期につきましても、広域連合議員の任期の取り扱いと同様に変更するものであります。2点目の別表の関係ですが、関係市町村から広域連合への負担金の区分につきましては、予算において用いる科目の名称に合わせるため用語を整理するものです。これは後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、平成20年度予算からは国が示した予算科目を使用することによるものであります。以上長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでありますので、ご審議の上原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。議案第36号長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。日程第39、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し、及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○局 長

(局長文書表朗読)

○議 長

ただ今の請願・陳情5件につきましては、それぞれ所管の委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

1 1 . 閉会の時期

平成20年 3月5日 12時 06分 閉会

この議事録は、議会事務局長 竹入俊男、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番